

令和 7 年 8 月 27 日

株式会社 清水銀行

「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結

～危機事象発生時にも切れ目のない金融サービスを提供、早期の事業者支援・災害復旧に貢献～

株式会社清水銀行（頭取 岩山靖宏）と株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）静岡支店（支店長 岩間徳英）は、「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、次のとおりお知らせします。

1 業務連携の背景・目的

近年頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、様々な危機事象の発生に備え、事前に業務連携の方針を定めおくことで、危機事象発生時においても、地域の事業者に対し切れ目のない金融サービスの提供を可能にし、早期の事業者支援・災害復旧に貢献できるよう体制を整備するものです。

静岡県は「南海トラフ巨大地震」の想定被害地域でもあり、津波等により店舗が被災し通常業務が継続できない事態が想定されます。そこで、事業者支援だけでなく、店舗立地が近接している清水銀行と日本公庫の静岡県内支店（静岡、沼津、浜松の各支店）の行員・職員の相互の建物への避難も連携内容に加え、行員・職員の安全確保や業務継続体制の向上を図ることで、危機事象発生後の迅速な金融支援機能の発揮に繋げてまいります。

日頃からの、地域の事業者に向けた危機事象発生時のリスクや対策の情報提供など、危機事象発生に備える機運の醸成に資する活動も含め、相互の連携を円滑にすべく、本業務連携に関する覚書の締結に至りました。

2 業務連携の内容

日頃から危機事象の発生に備えた連携をするとともに、危機事象が発生した際は、資金繰り支援をはじめとする以下の事項を連携して行います。

- （１）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （２）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- （３）地域経済の復興・発展に向けた融資相談会の実施
- （４）職員の緊急避難先として、相互の建物への避難（注）
- （５）その他危機事象発生時に必要となる連携

（注）日本公庫は、静岡支店、沼津支店、浜松支店が対象

3 締結日

令和 7 年 8 月 27 日

以上

本件に関するお問い合わせ

清水銀行 経営企画部 原田 TEL 054-353-7895



清水銀行